

【扶養関係書類一覧】

○扶養に入れる時の必要書類

- ・健康保険 被扶養者（異動）届
- ・国民年金 第3号被保険者関係届（20歳～59歳の配偶者について事業所で必要となる書類）
- ・添付書類（下記の表「扶養に入れる時の添付書類」を参照）

◇認定日について、事由発生日から5日以内の届出が原則ですが、それ以外は、必要書類一式の健保組合受付日で認定します。（出生を除く）

○扶養の削除をする時の必要書類

- ・健康保険 被扶養者（異動）届
- ・国民年金 第3号被保険者関係届（20歳～59歳の配偶者について事業所で必要となる書類）
- ・健康保険証・限度額認定証・高齢受給者証（当健保組合が発行したものを返却）

※上記の書類以外にも必要に応じて提出して頂く場合があります。

◇被扶養者の資格を失っているにも関わらず、直ちに手続きをしなかった場合は、その事実が発生した日まで遡って被扶養者の資格を取り消します。
また、その場合、喪失日以降に保険証を使用した医療費（健康保険組合負担分）や給付金等は、全額返還していただきます。

○扶養に入れる時の添付書類

○：必ず添付 ●：いずれか必ず添付 △：必要に応じて添付（不明の場合は会社の総務に相談）

対象者			共通	家族構成		収入					雇用保険			学生	就労不能		別居
						全般	給与	事業・投資・不動産他	年金	夫婦共同扶養	全般	受給延長	手続中・受給終了		障がい者	休職中	
						課税証明書（直近分）の原本	給与明細（直近3ヶ月分）の写しまたは労働契約書の写し※1	確定申告書・収支内訳書の写し※1	年金支払通知書、または年金振込通知書（直近3ヶ月分）の写しまたは年金証書	約束手形（被保険者）の写しまたは源泉徴収票と賞金細帳（直近3ヶ月分）の写しまたは労働契約書の写し	離職票1・2の原本	雇用保険受給期間給付（延長）通知の原本	雇用保険受給資格者証の原本	学生証の両面の写し（有効期限のわかるもの）または在学証明書の原本	障がい者手帳の写し	医師の診断書	生活費の仕送り内容がわかるもの（直近3ヶ月分）※4
添付書類			扶養関係現況書	住民票の原本（世帯全員・続柄・世帯主・マイナン）	戸籍全部事項証明書（発行日から3ヶ月以内）												
同居してなくてもよい	配偶者	婚姻（事実婚含む）	○	○		○	△	△	△		△	△			△	△	△
		無職（過去4年間に就労経験がない）	○	○		○		△	△						△	△	△
		退職（過去4年間に就労経験がある）	○	○		○		△	△		△	△	△		△	△	△
		就労中（契約変更も含む）※2	○	○		○	○	△	△								△
		雇用保険待期間中	○	○		○		△	△		●	●			△	△	△
		雇用保険受給終了	○	○		○		△	△				○		△	△	△
	子	出生（配偶者が被扶養者）	○	○													△
		出生（配偶者が被扶養者でない）	○	○						○							△
		18歳未満 ※3	○	○	○				△	△							△
		18歳以上の学生	○	○	○			△	△	△				○			△
		18歳以上の学生以外	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△
同居が条件	実・父母その他	無職（過去4年間に就労経験がない）	○	○	○	○		△	△						△	△	△
		退職（過去4年間に就労経験がある）	○	○	○	○		△	△		△	△	△		△	△	△
		就労中（契約変更も含む）※2	○	○	○	○	○	△	△								△
	義・父母その他	無職（過去4年間に就労経験がない）	○	○	○	○		△	△						△	△	
		退職（過去4年間に就労経験がある）	○	○	○	○		△	△		△	△	△		△	△	
		就労中（契約変更も含む）※2	○	○	○	○	○	△	△								
	同居が条件	無職（過去4年間に就労経験がない）	○	○	○	○		△	△						△	△	
		退職（過去4年間に就労経験がある）	○	○	○	○		△	△		△	△	△		△	△	
		就労中（契約変更も含む）※2	○	○	○	○	○	△	△								

上記の書類以外にも必要に応じてその他の書類を提出して頂く場合があります。

※1 給与以外に収入があり確定申告している方

※2 雇用保険のみ外れた場合は雇用保険関係書類を添付

※3 18歳未満であっても一度でも就労経験がある場合は収入関係書類と雇用保険関係書類を添付

※4 「生活費の仕送り内容がわかるもの」は以下の(1)または(2)を添付

(1)インターネットバンキングまたはA T Mで被扶養者名義の預金口座へ振り込む場合

⇒振込元口座が被保険者名義で振込先口座が被扶養者名義であることが確認できる預金通帳等の写し

(2)金融窓口で被扶養者名義の預金口座へ振り込む場合

⇒振込依頼人が被保険者名で受取人が被扶養者名である振込証明書類（「振込受付書」等）の写し